

現代の身元保証(4)

2012年度実態調査

能登真規子

Makiko Noto

滋賀大学 経済学部 / 准教授

- I はしがき
- II 調査の概要
- III 調査の結果
 - 1 身元保証制度の採否 (以上、399号)
 - 2 身元保証の重要度 (以上、400号)
 - 3 身元保証の内容
 - A 身元保証人の人数
 - B 身元保証人の資格条件(以上、401号)
 - C 身元保証書の方式と文言(以上、本号)
 - D 契約締結と身元保証人の意思
 - 4 身元保証契約の期間
 - 5 契約期間中の使用者の行為態様
 - 6 身元保証金と身元信用保険
 - 7 身元保証への期待と現実
 - 8 身元保証に関する意識
- IV むすび

III 調査の結果

3 身元保証の内容

C 身元保証書の方式と文言

質問票とともに、170社より身元保証に関して使用されている書式174通の提供を受けた。用紙の大きさこそ異なっているものの、すべて1枚ものの書式であった。

同一の用紙の上下に誓約書と身元保証書という2つの表題が配置してあるもの、誓約書の裏面に身元保証書が配置されたもののほか、誓約書と身元保証書が渾然一体となっているものもある。

(1) 書式の表題

身元保証の書式の表題にもバリエーションがある(表50参照)。最も多いのは「身元保証書」(109

通、62.2%)であったが、その次は「誓約書」(23通、13.2%)である。

誓約書は、通常、従業員本人が諸規則の遵守と精勤とを誓うものであるが、これが身元保証人の署名押印を付記して身元保証の書式として利用されている。

また、後に見ていくように、表題が同一であるからといって、身元保証人の責任内容を示す保証文言が同じであるとは限らないところが興味深い。

(2) 身元保証人の呼称

身元保証を行う者を本稿では身元保証人と呼

んでいるが、現実の書式の上では、これとは異なる呼称も使用されていることがわかった(表51参照)。

最も多いのは「身元保証人」(86通、49.3%)であり、「保証人」(61通、35.1%)、「連帯保証人」(21通、12.1%)と続く。

「保証人」として区分した中に、「親権者(後見人)」用の同意書を併記する書式があった。問2に対する回答欄等で、未成年のアルバイト従業員、高等学校を卒業したばかりの従業員について言及するものがあ¹⁾ったが、書式の面からも、身元保証と未成年者の法定代理人の同意との取得の一体的運用がうかがわれる。

表50 身元保証の書式の表題(2012年調査一全一)

形式	表題				
保証書単独	身元保証書	109	62.2%	121	69.5%
	身元引受書	3	1.8%		
	保証書	2	1.1%		
	その他(身元保証契約証書 身元保証人書、身許保証書 身元保証引受書、身元引受証書 身元連帯保証書、連帯保証書)	7(各1)	4.0%		
本人の誓約文言と併記	誓約書	23	13.2%	53	30.5%
	誓約保証書	18	10.3%		
	入社誓約書	2	1.1%		
	雇用契約書	2	1.1%		
	誓約・保証書	2	1.1%		
	誓約書・身元保証書	2	1.1%		
	その他(入社承諾書、契約保証書、 契約書、誓約書(兼身元保証書))	4(各1)	2.3%		
計		174	100%	174	100%

表51 身元保証の書式上の身元保証人の呼称(2012年調査一全一)

書式上の身元保証人の呼称		
身元保証人	*a 86	49.3%
保証人	61	35.1%
連帯保証人	21	12.1%
身元引受人	5	2.9%
呼称なし	1	0.6%
計	174	100%

*a「身元保証人(場合により連帯保証人)」1を含む。

1) 本稿(2)・彦根論叢400号139頁。

(3) 身元保証人の記載すべき事項

身元保証人の欄に記載が求められる事項（個人情報）にはどのようなものがあるだろうか（表52参照）。

身元保証人の「氏名」は必ず記載されなければならないが、身元保証人の自署を明示的に求めるものは多くはない(9通、5.2%)。身元保証人の「印」は、1通の例を除き、必要とされている（173通、99.4%）。身元保証人に印鑑登録証明書の提出と「実印」の押印を求めるものもある（24通、全体の13.8%）。

「本籍地」の記載が求められることは多くはなく（13通、7.5%）、記載を求める場合もほとんどが都道府県のための記入欄を設けている。

「住所」はほぼ必須の記載事項である（173通、99.4%）。しかし、住民票の写しや住民票記載事項証明書の提出まで求める例は、少なくとも身元保証書の記載内容から確認できる範囲では、多くない。

「本人との関係」「本人との続柄」の記入は多くの場合に求められる（139通、79.9%）。しかし、一般に親族関係を意味する“続柄”を必ず要求するのではなく、何らかの“関係”を示せば足りるとする例が少なくない(83通、74.7%)。そして、関係の記載を求めない書式も一定程度存在する（35通、20.1%）。

身元保証人の続柄を制限している会社は身元保証制度を採用している会社の25.0%（166社）²⁾であったから、参照しえた書式例の数が限られているとはいえ、続柄については、身元保証人の資格条件としているか否かにかかわらず、記載を求めている例もあるのかもしれない。

同じことは「生年月日」についてもいえる。生年月日の記載を求めるのは半数を上回る程度であるが（97通、55.7%）、身元保証人の年齢を要件とする例(104社、15.1%)³⁾に比べるとその割合は高い。

「職業」「勤務先」を記載させているのは31.6%（55通）であったが、使用者である会社からすれば、この項目の記載内容から独立生計者であること、定職者であることを確認できるであろう⁴⁾。しかし、在籍証明書や所得証明書等の提出まで求めるような記載は見られない。

「電話番号」の記入を求める割合は23.0%（40通）となった。今日の通信手段の状況をふまえると、身元保証人の保証意思の確認も含め、従業員本人を介することなく、会社と身元保証人が連絡を取り合うことはほとんど想定されていないようにも思われる。なお、携帯電話番号、FAX番号やメールアドレスの記載を求める例は皆無であった。

表52 身元保証人の記載すべき事項(2012年調査一全一)

事項	必要とする		必要としない	
氏名	165	94.8%	0	0.0%
氏名(自署)	9	5.2%		
印	149	85.6%	1	0.6%
実印(印鑑証明書添付)	24	13.8%		
本籍地	13	7.5%	161	92.5%
住所・現住所	173	99.4%	1	0.6%
本人との関係	80	46.0%	35	20.1%
本人との続柄	56	32.2%		
本人との続柄又は縁故関係	2	1.1%		
本人との続柄又は関係	1	0.6%		
生年月日	97	55.7%	77	44.3%
職業・勤務先	55	31.6%	119	68.4%
電話番号	40	23.0%	134	77.0%
全体	174 (100%)			

2) 本稿(3)・彦根論叢401号15頁。

3) 本稿(3)・彦根論叢401号7、11頁。

4) 本稿(3)・彦根論叢401号13頁。

(4) 従業員本人の記載すべき事項

従業員本人に関する情報は、身元保証の書式上には、あまり詳細に記入する必要がないようである(表53参照)。

とりわけ、本人の宣誓書と切り離した形式の身元保証書においては、従業員本人の氏名が保証文言の中に記されるだけで、押印や生年月日の記載すらされていない例さえ見られる。

表53 従業員本人の記載すべき事項(2012年調査一全一)

事項	必要とする		必要としない	
氏名	170	97.7%	0	0.0%
氏名(保証文言の文中等)	4	2.3%		
印	139	79.9%	34	19.5%
実印(印鑑証明書添付)	1	0.6%		
本籍地	27	15.5%	147	84.5%
住所・現住所	155	89.1%	19	10.9%
生年月日	113	64.9%	61	35.1%
電話番号	4	2.3%	170	97.7%
全体	174 (100%)			

(5) 書式の体裁

非常に多くの書式で、会社または会社代表者を名宛人とする文書の体裁が採られている(表54参照)。差出人を身元保証人とし、「〈会社名〉御中」とするものが25.9%(45通)、「〈会社代表者名〉殿」とするものが60.3%(105通)、「〈会社代表者名〉様」とするものが6.3%(11通)となった。

実に全体の92.5%(161通)で、身元保証人が従業員本人の使用者である会社に対して敬意を払い、自らへりくだった文言を用いるかたちで文書が作成されている。

身元保証人自身がこの書面を用意するのであれば、これほどの違和感は覚えないであろう。ところが、今日、身元保証の書式は、多くの場合、使用

者である会社側によって用意され、従業員本人によって身元保証人となることを頼めそうな人物のもとに持参されていると思われる。

便宜上の理由・事情は一応、理解はできる。しかし、自分自身に敬称をつけた文書を突き付けて先方に記入させるなどという不作法は、日常生活においても企業活動においても、通常はありえないのではなかろうか。

従業員とその身内、周囲の人々に対しては、そのようなふるまいをしても構わないという意識があるのだろうか。そこまでひどくないのだとしても、身元保証に関しては、十分な関心が払われておらず、配慮のない惰性的慣行がはびこっているといえるかもしれない。

表54 書式の体裁(2012年調査一全一)

宛名等	必要とする	
〈会社名〉御中	45	25.9%
〈会社代表者〉殿	105	60.3%
〈会社代表者〉様	11	6.3%
なし	8	4.6%
契約両当事者の記載	5	2.9%
全体	174	100%

(6) 前代の保証文言

身元保証の174通の書式例を確認したところ、この書式については、書式の体裁ばかりでなく、内容についても、かつての奉公人請状、雇人請状の時代からほとんど見直しがされていないのではないかという印象を抱くこととなった。

書式の内容を検討していくうえで、重要なところであるため、西村信雄の研究をふまえ、身元保証に相応する過去の制度の状況をやや詳しく確認しておく⁵⁾。

⁵⁾ 西村信雄『身元保証の研究』有斐閣(1965年、復刊2000年)(以下、西村1965『身元』と表記) 18～33頁、65～79頁に奉公人請状、雇人請状が収録されている。

(a) 徳川時代の奉公人請状

徳川時代の奉公人請状にはほぼ一定した書式があったといわれている。

「(1) 当該奉公人の身許の確実なことを保証する旨の文言(「此誰と申者出生者何国何村誰悻に而先祖より我等能存知慥成者にて外より差構無御座候云々、宗旨者代々何宗に而寺請状請人方江取置申候御入用次第差出可申候云々」という類)、(2) 人請文言(「我等請人ニ相立候」云々)、(3) 奉公契約の内容を成す諸事項(奉公の年限・給金の総額及びその前渡を受けたる額・仕着・奉公人より暇申請けまじきこと等)、及び、(4) 請人等の負担する責任に関する文言(奉公人をして「御公儀様御法度之儀者不及申上御家風為相守可申」こと、奉公人が取逃・欠落等の不都合なる行為をなし、長病に罹り、又は御気に入らざる場合には給金代償・代人差立・損害賠償等の責任を負うべきこと・その他「如何様六ヶ敷出入等出来致候共我等引請急度埒明貴殿江少茂難儀相懸申間敷」こと、等々)を記載し、(5) 請状の差入人としては、通例、請人及び人主が記名押印し(但し、京阪地方においては「人主」の代りに奉公人の親又は

これに代るべき近親者が加印するのが通例であった)、奉公人自身の記名押印はこれを欠くことが少なくなかったのである。」⁶⁾

別の箇所では、身元保証の責任内容(前段落の(4))がやや詳しく説明されている(引用元の記号を(1)(2) …から(a)(b) …へと変更した)。

「(a) 奉公人が欠落・取逃等をなした場合における前渡給金の弁償・逃亡奉公人の尋出・代人の供与・損害賠償等の義務、(b) 奉公人が引負をなした場合における損害賠償の義務、(c) 奉公人が長病に罹り、不奉公をなし、主人の御気に入らず又は家風に合わず、等々の原因により主人が解雇した場合における身柄の引取・給金弁償又は代人供与等の義務、(d) 奉公人をして『御公儀御法度』及び『御家御作法』等を堅く守らしめ、忠実に勤務せしめる義務、(e) その他『如何様六ヶ敷儀出来候共』一切引受け埒明をなすべき義務等であり、且つ単に民事上の責任を負うにとどまらず、場合により一定の刑事責任をも負うたのである。」⁷⁾

以上の奉公人請状の内容は次の表55のように区分することができる。

表55 奉公人請状の構成要素

		内容
(1)	身元保証文言	当該奉公人の身許の確実なことを保証する旨の文言
(2)	人請文言	我等が請人に立つという文言
(3)	奉公契約の内容	奉公の期間・給金の総額と前渡し額、支給される衣服、その他待遇
(4)	請人等の責任	(4a) 奉公人が欠落(逃亡)・取逃(金品の持ち逃げ)等をなした場合における前渡給金の弁償・逃亡奉公人の尋出・代人の供与・損害賠償等の義務
		(4b) 奉公人が引負(使い込み)をなした場合における損害賠償の義務
		(4c) 長病罹患、家風に合わない等で主人が解雇した場合における身柄の引取・給金弁償・代人供与等の義務
		(4d) 奉公人をして『御公儀御法度』及び『御家御作法』等を堅く守らしめ、忠実に勤務せしめる義務
		(4e) 『如何様六ヶ敷儀出来候共』(どのような難問が生じても)一切引受け埒明(問題解決)をなすべき義務
(5)	請状の差入人	請人、人主または親か近親者の記名押印

6) 西村1965『身元』66～67頁。

7) 西村1965『身元』79頁。

(b) 明治時代の請状

他方、明治時代の請状については、次の諸点が指摘されている⁸⁾。

- ・方式が一定しなくなった（奉公人が奉公契約の目的物であるかの如き古い型を踏襲しているものもあれば、雇傭契約の当事者は奉公人本人であって請人は奉公人のための保証人であるという形式をとるものもある）。
- ・請状文言が前代の請状と比べるとかなり簡単なものになっている。
- ・尋出義務（横領拐帯、逃亡をした奉公人を探し出して主人に引き渡す義務）、前渡給金弁償義務（奉公に際して受け取った金員を返還する義務）が法定義務ではなくなり、もっぱら当事者の約定によって定まるようになった。
- ・損害賠償義務の文言を特記する例は少ない。「如何様之六ッ敷儀出来致候共我等罷出屹度埒明」云々という抽象的担保文言の中にこの義務も当然含まれるものと考えられたからであろう。
- ・代人供与の義務、病気の場合の身柄引取義務が見られる。

・現時の身元保証書に使用されている「本人一身上の事故に関しては保証人に於て一切引受け御迷惑はおかけいたしません」という文言の原形である抽象的担保文言がほとんど例外なく記されている。

(c) 明治時代の身元引受証書

西村の『身元保証の研究』に収録されている身元保証の書式例は多くが請状であったが、その中に「当時次第に勃興しつつあった近代的企業において使用される身元保証証書の中には右の請状の類と著しく形式を異にし、寧ろ今日行われているものと殆ど異なる体裁を具えるものがあった」として、「明治九年七月附『三井銀行成規』附属書式」が引用されている。比較のため、ここに転載する。もともとの用語をふまえつつ、現代の身元保証書で用いられる文体に訳すと次のようになるだろうか。

「〈従業員本人氏名〉がこの度、当銀行に採用されるにつき、〈氏名〉が身元引受人に立ちましたこと間違いございません。

本人に銀行の諸規則をかたく守らせるのはもちろん、遠近出張在勤等の命令を受け、または、ご

資料1 明治九年七月附「三井銀行成規」附属書式

身元引受証書	
何之誰儀今般当銀行へ御雇込相成候に付何之誰儀身元引受人に相立候段相違無御座候然る上ハ本人銀行之諸御規則可恪守ハ勿論遠近出張在勤等被命又ハ御都合により何時御暇相成候共苦情申立間敷万一本、引負其他不都合有之候ハ、引受人にて屹度可致弁償此余何事に依らず銀行之御迷惑に可相成儀ハ悉皆引受人にて取扱可申候為後証身元引受証書如件	
年 号 月 日	
本人 何之誰 ㊤	
引受人 何之誰 ㊤	
三井銀行支配役御中	

（西村信雄『身元保証の研究』有斐閣（1965年）69～70頁より転載。原文は縦書き。）

8) 西村1965『身元』77頁。

都合により、何時離職となりましても苦情を申し立てません。万一本人に横領その他不都合がありましたら引受人がきつと弁償いたします。この他何事でも銀行のご迷惑になることはすべて引受人が取り扱います。

後日のため、身元引受証を差し入れます。」
この身元引受証書が使用された時代と今日とでは、雇用をめぐる状況も社会も大きく変化している。労働契約に対する法制も次々と改正されてきた。しかし、これらとは対照的に、身元保証については、1933(昭和8)年に身元保証法が制定されたものの、抜本的な見直しは行われてこなかったのではないだろうか。身元保証の書式には、驚くほど

古風な言い回しがそのまま複写され続け、今日まで残されている。

(7) 今日の保証文言

(a) 現代の2つの書式例

今回、提供を受けた身元保証の書式の中から、代表例を2つ挙げておこう。資料2は「身元保証書」、資料3は「誓約保証書」という表題の書式例である⁹⁾。身元保証書は9社、誓約保証書は7社より、市販されている用紙がそのまま提供された。このほか、同じ文言とレイアウトを用いつつ自社名を追加したもの、文言を参考にしたことが明らかにうかがわれるものも複数見られた。

資料2

身元保証書

現住所 ○○○○○○

氏名 ○○○○

年 月 日生

今般右の者が貴社に採用されるにあたり、身元保証人として会社の就業規則及び諸規則を守り忠実に勤務することを保証いたします。

万一本人が貴社に損害をおかけしたときは、私等は本人と連帯してその損害を賠償する責任を負担することを確約し、その証として本書を差し入れます。

年 月 日

本人 氏名 ○○○○ ㊞

身元保証人 現住所 ○○○○○○

本人との続柄 ○○

氏名 ○○○○ ㊞

年 月 日生

身元保証人 現住所 ○○○○○○

本人との続柄 ○○

氏名 ○○○○ ㊞

年 月 日生

○○○○殿

*「○○」は記入欄。日付は空欄とした。原文が縦書きの場合、横書きに改めたが、「右」は変更していない。(以下同じ)

9) 株式会社日本法令が販売している。「日本法令 労務15 10・1・改」が身元保証書、「日本法令 労務18 10・1・改」が誓約保証書である。
<http://www.horei.co.jp/> (2014/09/30)
現在でも旧版(「日本法令 労務15 55・3・改」「日本法令 労務18 55・12・改」)を使用している会社もある。

資料2の身元保証書は2つの文章から構成されている。この身元保証書では、身元保証人が、1文目で従業員本人が規則を遵守し忠実に勤務することを保証し、2文目で本人と連帯して賠償責任を負うことを確約する。

資料3の誓約保証書には、冒頭部分に従業員本人の誓約文言がある。それを受けてか、身元保証人の忠実勤務保証文言はない。保証文言といえるのは連帯責任文言の1文のみである。身元保証人の立場で書かれているこの文章は、身元保証人が「右誓約人の身上に関する一切の責任を負い」、「本人と連帯して賠償責任を負い、」とあり、「貴社に迷惑をおかけ致しません」と結ばれている。

「迷惑をおかけ致しません」の部分は、ずいぶん簡略化されてはいるものの、抽象的担保文言と呼ばれた「如何様六ヶ敷出入等出来致候共我等引請急度埒明貴殿江少茂難儀相懸申間敷」¹⁰⁾という文言、そして、明治9年の身元引受証書の「此余何事に依らず銀行之御迷惑に可相成儀ハ悉皆引受人にて取扱可申候」という文言の現代語版であるといえるであろう。

(b) 身元保証の書式の内容

表55の「奉公人請状の構成要素」を元に、現代の身元保証の書式の内容を区分したのが表56の「身元保証の書式の構成要素」である。

資料3

誓約保証書	
現住所	〇〇〇〇〇〇
誓約人氏名	〇〇〇〇
年	月 日生
私は、貴社に採用されるにあたり、貴社従業員就業規則その他の諸規程、命令を守り、誠実に職務に精勤することを誓約致します。	
年	月 日
誓約人氏名 〇〇〇〇 ㊞	
私等は、右誓約人の身上に関する一切の責任を負い、万一貴社に損害を与えたときは、身元保証人として右本人と連帯して賠償の責を負い、貴社に迷惑をおかけ致しません。	
年	月 日
現住所	〇〇〇
本人との関係	〇〇
身元保証人 氏名	〇〇〇〇 ㊞
年	月 日生
現住所	〇〇〇
本人との関係	〇〇
身元保証人 氏名	〇〇〇〇 ㊞
年	月 日生
〇〇〇〇御中	

10) 西村1965『身元』79頁。現代語訳をすると、どのような難しいことが出てきましても我等が引き受け、きっと解決し貴殿には少しも難儀をかけません、というような意味になるだろうか。

圧倒的多数の書式に含まれる内容は、(カ)「本人が会社に損害を与えたとき、連帯して損害賠償責任を負う」というものである(144通、82.8%)。この文言の記載が多いことは容易に想像がつくであろう。

ところで、ここで、より興味深いのは、残り17.2%の書式には、身元保証人が損害賠償責任を負う旨の文言が含まれていないという事実である。

「万一本人が貴社に損害をおかけしたときは、私等は本人と連帯してその損害を賠償する責任を負担することを確約」というような文言がない場合に、身元保証人は何によって責任を負うのだろうか。

(カ)の連帯責任文言の代わりに、(キ)「会社に一切、迷惑をかけない」や(ウ)「本人の身上につき、一切の責任を負う」という趣旨の文言が身元保証人の賠償責任の根拠に位置づけられるのかもしれない。しかし、(カ)がなく(キ)が含まれるのは2通、(ウ)が含まれるのは3通にとどまっており、結局、

残りの書式には、身元保証人に対し、直接、義務や責任を課するような文言が見られない。従業員本人の誓約書に印字された「身元保証人」や「保証人」という肩書の後に署名押印を求めているような書式が9.2%(16通)もある(資料4参照)。

身元保証は、不法行為法上の連帯責任ではなく、契約を根拠とするものである。したがって、契約内容が不確定であることを理由に、無効となり、身元保証の効力がないという場合もありうるであろう。

身元保証人の義務としては、少なくとも書式の上では、損害賠償債務の連帯責任以外のものが示されていることもある。

(ア)「従業員本人の身元・経歴・人物を保証する」は、身元保証の原始形態だとされる文字通りの身元(身許)の保証を示すものである¹¹⁾。今日でも10.3%(18通)に見られた。さらに、身元保証人の損害賠償の範囲を自ら保証した従業員の経歴に虚偽があり、それによって生じた損害に限定するものもあった。

表56 身元保証の書式の構成要素

表55	記号	身元保証の書式の内容	左を含む書式例	
(1)	(ア)	従業員本人の身元・経歴・人物を保証する	18	10.3%
(2)	(イ)	身元引受人(身元保証人)になる	27	15.5%
(3)	－	従業員本人の労働条件・待遇等	0	0%
(4a)	－	本人の逃亡・持ち逃げ等の対応	0	0%
(4b)	－	本人による会社の金の使いこみ等の対応	0	0%
(4c)	(ウ)	本人の身上につき、一切の責任を負う	47	27.0%
(4d)	(エ)	身元保証人が本人に諸規則を守らせ、忠実に勤務させる(監督)	21	12.1%
(4d)	(オ)	本人が諸規則を守り、忠実に勤務することを保証する	54	31.0%
(4e)	(カ)	本人が会社に損害を与えたとき、連帯して損害賠償責任を負う	144	82.8%
(4e)	(キ)	会社に一切、迷惑をかけない	37	21.3%
(4e)	(ク)	身元保証人の責任についてその他の定め	2	1.1%
(5)	(ケ)	身元保証人の署名押印	173	99.4%
全体			174	100%

11) 西村1965『身元』4頁。

古い請状の人請文言に由来すると思われる、身元保証人、身元引受人になるという趣旨の文言も15.5%(27通)で見られた。

従業員本人が会社の諸規則を遵守し、忠実・誠実に勤務することについて、これを身元保証人が本人に行わせるというものが12.1%(21通)、本

人がそのように行うことを身元保証人が保証するというものが31.0%(54通)であった。

しかし、このような内容を法的な義務と位置づけることは、今日の従業員を、かつての、契約の目的物として扱われていた奉公人¹²⁾と同列に扱うようでもあり、疑問を感じる。今日、雇用関係は(未

表57 身元保証の書式の構成要素(組み合わせ)

個数	通			
1つ	16	(ケ) 署名押印	16	9.2%
2つ	31	(カ) 連帯賠償責任+(ケ) 署名押印	21	12.1%
		(オ) 忠実勤務保証+(ケ)	4	2.3%
		(ア) 身元を保証+(ケ)	2	1.1%
		(ウ) 身上の一切+(ケ)	2	1.1%
		(エ) 監督責任+(ケ)	1	0.6%
		(ク) その他+(ケ)	1	0.6%
3つ	76	(オ) 忠実勤務保証+(カ) 連帯賠償責任+(ケ) 署名押印	37	21.3%
		(ウ) 身上の一切+(カ) 連帯賠償責任+(ケ) 署名押印	14	8.0%
		(ア) 身元を保証+(カ)+(ケ)	9	5.2%
		(イ) 身元保証人となる+(カ)+(ケ)	8	4.6%
		(エ) 監督責任+(カ)+(ケ)	3	1.7%
		(カ)+(キ) 迷惑をかけない+(ケ)	1	0.6%
		(エ)+(キ)+(ケ)	1	0.6%
		(ア)+(ク) その他+(ケ)	1	0.6%
		(イ)+(ウ)+(ケ)	1	0.6%
		(ウ)+(カ)+(キ)	1	0.6%
4つ	39	(ウ) 身上の一切+(カ) 連帯賠償責任+(キ) 迷惑をかけない+(ケ) 署名押印	17	9.8%
		(イ) 身元保証人となる+(オ) 忠実勤務保証+(カ)+(ケ)	4	2.3%
		(イ)+(エ) 監督責任+(カ)+(ケ)	3	1.7%
		(オ)+(キ)+(カ)+(ケ)	3	1.7%
		(ア) 身元を保証+(オ)+(カ)+(ケ)	2	1.1%
		(ウ)+(エ)+(カ)+(ケ)	2	1.1%
		(エ)+(キ)+(カ)+(ケ)	2	1.1%
		(イ)+(キ)+(カ)+(ケ)	2	1.1%
		(ア)+(ウ)+(カ)+(ケ)	1	0.6%
		(ア)+(エ)+(カ)+(ケ)	1	0.6%
		(ア)+(オ)+(カ)+(ケ)	1	0.6%
		(ケ)+(ウ)+(イ)+(キ)	1	0.6%
5つ	11	(ウ) 身上の一切+(エ) 監督責任+(カ) 連帯賠償責任+(キ) 迷惑をかけない+(ケ)	4	2.3%
		(イ) 身元保証人となる+(ウ)+(エ)+(カ)+(ケ) 署名押印	2	1.1%
		(イ)+(オ)+(カ)+(キ)+(ケ)	2	1.1%
		(イ)+(ウ)+(カ)+(キ)+(ケ)	1	0.6%
		(イ)+(エ)+(カ)+(キ)+(ケ)	1	0.6%
		(ア)+(イ)+(エ)+(カ)+(ケ)	1	0.6%
6つ	1	(イ) 身元保証人となる+(ウ) 身上の一切+(オ) 忠実勤務保証+(カ) 連帯賠償責任+(キ) 迷惑をかけない+(ケ) 署名押印	1	0.6%
全体	174		174	100%

12) 西村1965『身元』14頁。

成年者雇用に対する同意を除き) 使用者である会社と従業員本人との間で完結しており、働く者の親等が当事者となって取引する類のものではないからである。成年者の勤務態度に関する監督責任を求めること、成年者の勤務態度に対する評価の失敗を根拠に責任を負わせることは、身元保証の書面上は珍しくないものであるが、それをそのまま法的義務とするのは困難であるようにも思われる。

(キ)「会社に一切、迷惑をかけない」という趣旨の文言が21.3% (37通) に見られた。「主人の利益が一方的に且つ極端に厚く保護されていた封建制度の下においても、請人の責任が必ずしも右の文言の字義どおりに広汎無限ではなかった」¹³⁾という指摘があるが、今日、この文言を根拠としつつ、かつてのように適度に責任範囲を縮小することは容易ではないかもしれない。

身元保証の書式は、複数の構成要素を組み合わせて作成されている。表56の(ア)～(ケ)の記号を付けた項目別に、何と何が組み合わされているかを調べたものが表57である。

含まれている要素が最少であるのは(ケ)の署名押印のみの1つ(16通、9.2%) (資料4、資料5参照)、最多であるのは(イ)、(ウ)、(オ)、(カ)、(キ)、(ケ)の6つ(1通、0.6%)であった(資料6参照)。

最頻出パターンは、(オ)忠実勤務保証、(カ)連帯賠償責任、(ケ)署名押印の3つを組み合わせた

ものである(37通、21.5%)。資料2の身元保証書もこれに当たる。

パターンは多種多様であるが、これらの組み合わせられた構成要素により、身元保証によってもたらされる身元保証人の責任内容は変わるのだろうか。例えば、(カ)の連帯賠償責任に言及する文言が含まれるか否かで、法的に身元保証人の契約責任の責任内容が変わるのか。この点、明らかではない。

(8) 身元保証の書式と身元保証法

身元保証法は、被用者の行為によって使用者が受けた損害を賠償することを約する身元保証契約について、主に、次のような、その期間と責任範囲とに関する規制を設けている¹⁴⁾。

身元保証契約に期間を設ける場合には最長5年、期間を定めなかった場合には身元保証契約の存続期間は契約成立日より原則3年とする(1条、2条)。被用者の業務上の不適任・不誠実により身元保証人の責任を惹起するおそれがある場合、被用者の任務・任地の変更により身元保証人の責任が重くなったり監督が困難となるような場合には、身元保証人は将来に向けて契約を解除できる(3条、4条)。身元保証人の損害賠償の責任と額は、裁判所が被用者の監督に関する使用者の過失の有無、身元保証人が身元保証をなすに至った事由、身元保証をなすに当って用いた注意の程

13) 西村1965『身元』45頁。

14) 身元保証ニ関スル法律(身元保証法)

(昭和8年4月1日法律第42号)

第一条 引受、保証其ノ他名称ノ如何ヲ問ハズ期間ヲ定メズシテ被用者ノ行為ニ因リ使用者ノ受ケタル損害ヲ賠償スルコトヲ約スル身元保証契約ハ其ノ成立ノ日より三年間其ノ効力ヲ有ス但シ商工業見習者ノ身元保証契約ニ付テハ之ヲ五年トス

第二条 身元保証契約ノ期間ハ五年ヲ超ユルコトヲ得ズ若シ之ヨリ長キ期間ヲ定メタルトキハ其ノ期間ハ之ヲ五年ニ短縮ス

2 身元保証契約ハ之ヲ更新スルコトヲ得但シ其ノ期間ハ更新ノ時ヨリ五年ヲ超ユルコトヲ得ズ

第三条 使用者ハ左ノ場合ニ於テハ遅滞ナク身元保証人ニ通知スベシ

一 被用者ニ業務上不適任又ハ不誠実ナル事跡アリテ之ガ為身元保証人ノ責任ヲ惹起スル虞アルコトヲ知リタルトキ

二 被用者ノ任務又ハ任地ヲ変更シ之ガ為身元保証人ノ責任ヲ加重シ又ハ其ノ監督ヲ困難ナラシムルトキ

第四条 身元保証人前条ノ通知ヲ受ケタルトキハ将来ニ向テ契約ノ解除ヲ為スコトヲ得身元保証人自ラ前条第一号及第二号ノ事実アリタルコトヲ知リタルトキ亦同ジ

第五条 裁判所ハ身元保証人ノ損害賠償ノ責任及其ノ金額ヲ定ムルニ付被用者ノ監督ニ関スル使用者ノ過失ノ有無、身元保証人が身元保証ヲ為スニ至リタル事由及之ヲ為スニ当リ用キタル注意ノ程度、被用者ノ任務又ハ身上ノ変化其ノ他一切ノ事情ヲ斟酌ス

第六条 本法ノ規定ニ反スル特約ニシテ身元保証人ニ不利益ナルモノハ総テ之ヲ無効トス

資料4

身元保証書	
〇〇〇株式会社	
代表取締役 〇〇〇〇殿	
私は、貴社の社員として採用されました上は、貴社の就業規則その他の諸規定、命令を遵守し、誠実に精勤することを誓約致します。	
平成 年 月 日	
(誓約本人)	現住所 〇〇〇〇〇〇
	氏名 〇〇〇〇 ㊟
	年 月 日生
(身元保証人)	現住所 〇〇〇〇〇〇
	氏名 〇〇〇〇 ㊟
	年 月 日生

資料5

(株) 〇〇〇	
代表取締役 〇〇〇〇殿	
	本人(住所) 〒〇〇〇 〇〇〇〇〇〇
	(氏名) 〇〇〇〇 社員番号〇〇
身元保証書	
	平成 年 月 日
氏名 〇〇〇〇	
	記
身元保証人	
(氏名) 〇〇〇〇 ㊟	
(住所) 〒〇〇〇 〇〇〇〇〇〇	
(電話番号) () -	
(職業) 〇〇〇	
(被保証人との続柄) 〇〇	
	以上

資料6

身元保証書	
〇〇〇〇株式会社	
代表取締役 〇〇〇〇殿	
本人氏名 〇〇〇〇	年 月 日生
この度貴社において上の者をご採用頂きました事について、私は本人のために身元保証を致します。	
つきましては、本人が貴社に提出しました誓約書の趣旨を厳守し専心勤務するよう留意し若し貴社に損害をかけたときは、私は本人と連帯して賠償の責任を負います。	
その他、私は本人の身上に関して一切引受け貴社に対していささかもご迷惑をおかけ致しません。	
平成 年 月 日	
保証人	現住所 〇〇〇〇〇〇
	電話番号 () -
	本人との関係 〇〇
	職業 〇〇〇
	保証人氏名 〇〇〇〇 ㊟
(身元保証法に基づき、この身元保証の期間は本書作成の日から5年間とします。)	

度、被用者の任務・身上の変化その他一切の事情を斟酌して定める(5条)。

加えて、身元保証法の規定に反する特約で身元保証人に不利益なものはすべて無効である(6条)。

詳しくは、質問票の間7以下を検討する際に、質問票の回答をふまえて見ていくことにするが、提供された書式の中にも、期間経過後の身元保証の自動更新を定める条項¹⁵⁾や身元保証人の催告の抗弁権と検索の抗弁権を放棄する条項¹⁶⁾等が見られた。しかし、これらは、身元保証法6条により、身元保証人に不利益なものとして無効であろう。

そして、そもそも、身元保証法5条により、身元保証人の損害賠償の責任の有無とその金額は、裁判所が一切の事情を斟酌し定めることになっている。原因が何であれ¹⁷⁾、貴社の希望に沿うように¹⁸⁾、直ちに¹⁹⁾、賠償に応じるという趣旨の文言が散見されるが、これらもまた無効とされるべきであろう。

身元保証書は、会社側が無自覚に、高圧的に徴取していく、行政指導の入らない約款のようなものである。法的には無効な文言でも、当事者、とりわけ文書の作成者ではない当事者である身元保証人は、それが法的にも有効なルールであるかのよ

うに受け取ってしまう可能性がある。身元保証は、通常は就職時のみの一過性の問題で、かつ、後の問題も生じないことが多いため、あまり深刻に取り上げられることがないのかもしれないが、当の身元保証人には不幸の源泉となりうるものである。万が一、問題が生じた場合に、裁判所において事情を斟酌される機会も与えられないまま、法的には無効な文言に従い、身元保証人が会社に対して過剰な賠償責任を課せられることになりかねないものとなっている。

もし、今後も、会社側が身元保証書の提出を求めていくのであれば、従業員の頼みを断りがたい人々に曖昧で広汎な責任文言を押し付け、平伏させるのではなく、身元保証書の記載内容の合理化を図り、それが社会的な害悪とならないよう配慮すべきだと思われる。

【付記】

本稿は、科学研究費補助金(若手研究(B)、課題番号23730088／基盤研究(C)、課題番号26380112)の助成による研究成果の一部である。
(未完)

15)「身元保証期間は本日より5ヵ年と定め、本期間の満了時点において上記の者が引き続き勤務している場合は、再度本契約と同一条件で更新致します。」「なお、この保証期間は入社日より向う5年間とし、期間満了の3ヵ月前までに書面をもってこの保証を更新しない旨の申出をしなかった場合は、引き続き5年間、この保証を同一条件で更新することを認諾いたします。」

16)「なお、私はこの保証人について催告の抗弁権を放棄します。」「身元保証人は催告の抗弁権及び検索の抗弁権を放棄する。」

17)「右の者貴社に対し、損害を及ぼした場合は、その損害については、原因の何たるかを問わず、本人と連帯して保証人に於いて責任を負います。」

18)「万一、故意又は過失により貴社の名誉を著しく傷つけもしくは重大な損害を与えたときは貴社と誠実に協議し本人の責に帰すべき限度において損害賠償等、貴社のご希望に沿うように致します。」

19)「被用者が貴社との雇用契約に違反し、または故意もしくは過失によって貴社に金銭上は勿論業務上、信用上の損害を与えた場合または退職後であっても在職中の行為によって貴社に損害を与えた場合は、直ちに本人と連帯してその損害額を賠償致します。」「前記の者が貴社の就業規則および諸規定に違反し又は故意若しくは過失によって貴社に有形無形の損害を与えた時は、直ちに損害額を賠償いたします。」

This paper studied the reality of the fidelity guarantee (Mimoto-Hosho) in Japan based on empirical research.

In 2012, a questionnaire survey of Japanese companies on the fidelity guarantee was conducted with a questionnaire sent out to 3,545 listed companies and 4,313 non-listed companies. Among the 7,858 companies, a total of 925 companies returned the questionnaire on time.

Part (4) of the paper analyzed 174 fidelity guarantee documents sent by 170 companies with their replies to the questionnaire.

The title appearing most frequently on the documents is “Mimoto-Hoshosho” – Letter of Fidelity Guarantee (109 documents, 62.2%). The next frequent is “Seiyakusho” – Written Pledge (23 documents, 13.2%). Interestingly, the titles of the documents do not necessarily express the contents of the agreement between the company and the guarantor.

Personal guarantor (Mimoto-Hoshonin) is referred to differently depending on the company: Hoshonin, Rentai-Hoshonin or Mimoto-Hikiukenin, for example.

The documents also have various formats. But the words for the guarantors in these documents follow the old-fashioned tradition from the Edo Period when a servant was required to have a sponsor. To this day, most fidelity guarantee documents are written in a manner characteristic of feudal times and, moreover, include some rules that are legally invalid.

This work was supported by JSPS Grant-in-Aid for Scientific Research (KAKENHI) Grant Number 23730088, 26380112.